

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号。以下「令和4年改正宅地造成等規制法」という。）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる令和4年改正宅地造成等規制法による改正前の宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項	宅地造成に関する工事の変更の許可	都市計画課

標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。